

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2010年4月1日以降始期契約用

包括契約方式建設工事保険

建築オールイン

建物に関する工事を
これひとつで補償!!



建築オールイン

住宅、マンション、事務所ビル等の建物の建築工事は、火災のみならず盗難、第三者のいたずら等さまざまな危険にさらされています。このような建築中に生じた不測かつ突発的な事故による損害を幅広く補償するのが『建築オールイン』です。

〈保険契約者〉 この保険をご利用いただけるのは、下記の対象工事の年間完成工事高が30億円以下の建設業者の方々です。

〈対象工事〉 保険契約者が保険期間中に行う建物に関する次の工事が対象です。

① 建物の建築工事	増築、改築、内・外装、修繕工事を含まます。		
② 建物に付帯する次に掲げる設備工事 (ただし、主たる工事がその建物敷地内で行われる工事に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 冷暖房・空調設備工事 ● 厨房設備工事 ● 照明設備工事 ● 上・下水道管、ガス管、電線用・通信用配管等の配管工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍冷蔵設備工事 ● 電話・通信設備工事 ● ガス供給設備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給排水・給湯設備工事 ● 電気配線工事 ● 防犯・防災設備工事
③ 建物に付帯する次に掲げる土木工事 (ただし、主たる工事がその建物敷地内で行われる工事に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎工事 ● 門、塀および垣工事(ただし擁壁工事を除きます。) ● アスファルト舗装工事 ● 路盤築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整地工事 ● コンクリート舗装工事 ● 造園工事(ただし植栽のみの工事を除きます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 切盛高1m以下の切土・盛土・擁壁工事 ● 雨水・排水処理工事 ● ブロック舗装工事

★次に掲げる工事は対象から除外します。

- 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- 建物移設工事
- 鋼構造物を主体とする工事(工場敷地内の生産設備・発電機、焼却炉、クレーン等の組立工事をいい、上記②に掲げる工事は該当しません。)
- ガラス温室工事または膜構造物工事
- 請負金額が30億円を超える工事

★下請工事、共同企業体(JV)工事、官公庁発注工事のいずれかまたはすべてを除外することができます。

★上記①②③の工事を対象とする場合は、①の工事がメインの工事業者の方は〔建物コース〕、②と③がメインの工事業者の方は〔設備コース〕のご加入となります。また、契約時に対象工事の範囲を修正する特約により①③の工事に限定した場合は〔建物コース〕、②③の工事に限定した場合は〔設備コース〕となります。なお、いずれの場合も土木工事専門工事業者の方は「建築オールイン」の対象工事業者とはなりません。

	お支払いする事故の例	次の3つのプランからお選びください。
工事中	溶接の火花が断熱材に着火し 建物が全焼した(注)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> エコノミープラン 工事物件の補償 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> スタンダードプラン 工事物件の補償+工事中の損害賠償責任の補償 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> ワイドプラン 工事物件の補償+工事中の損害賠償責任の補償+完成引渡後の損害賠償責任の補償 </div> </div>
	突風により資材が落下し 床が損傷した(注)	
	工事現場に保管中の 工使用資材が盗まれた	
	部材を落とし隣接する 建物を壊したことによる損害賠償責任	
	道具を落とし歩行者に ケガを負わせたことによる損害賠償責任	
	鉄骨が崩れ隣接の店舗を壊し 営業を休止させたことによる損害賠償責任	
完成引渡後の賠償事故	引渡した屋根瓦が落下し 隣人の車を破損させた	+
	引渡した外壁材が落下し 通行人にケガを負わせた	
	引渡した給水管の施工ミスにより テナントが汚損、休業となり収入が減少した	
工事以外の事務所施設に起因する賠償事故	事務所でガス爆発が発生し 近隣の建物に損害を与えた	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> エコノミープランをお選びになった場合は、本オプションをセットすることはできません。 </div>
	本社ビルのエレベーターに 来客したお客さまが閉じ込められた (人格権侵害)★	

★人格権侵害は、工事中の損害賠償責任および完成引渡後の損害賠償責任も補償の対象となります。

〈オプション〉

工事以外の事務所施設の
損害賠償責任の補償

5つの特長

①ワイドな補償!

工事の対象物・工所用材料等工事現場におけるほとんどの物に対して、火災、風水災、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。さらに、スタンダードプラン・ワイドプランでは、工事中の第三者への損害賠償責任、ワイドプランでは、完成引渡後の第三者への損害賠償責任も加えて補償します。また、オプションで工事以外の事務所施設に起因する損害賠償責任も補償します。

②包括契約方式なので安心!

保険期間内(1年間)に行う保険の対象となるすべての工事が自動的に補償される契約方式ですので、対象工事ごとにお申込みいただく必要がありません。よって、保険の手配を忘れる心配がありませんので、安心して工事に専念できます。

③工事ごとの通知が不要で事務処理が簡単!

把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高を教えてくださいだけで、年間の保険料を算出できます。また、1件ごとの工事内容を通知する手間がなく、事務処理が簡単です。

④過去の事故状況等により次年度の保険料が割引に!

後記 [「継続契約における保険料の割増引」](#) をご覧ください。

⑤復旧費をお支払いします!

工物件の損害に対しては、損害を受けた物の復旧費をお支払いしますので、追加で必要となる費用はほとんどありません。

工物件の保険の対象の範囲

保険の対象とする物件は工事現場における次の物件です。

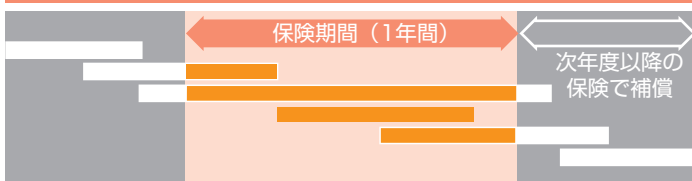
- ①工事の対象物
 - ②①に付随する支保工、型枠工、足場工などの仮工事の対象物
 - ③①および②の工事のための仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
 - ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
 - ⑤工所用材料および工所用仮設材
- ただし、据付機械設備等の工所用仮設備、工所用機械・工具、航空機・船舶・機関車・自動車、設計図書・証書・帳簿・通貨・有価証券等は保険の対象に含みません。

保険期間

保険期間は1年間とします。

ただし、各工事の保険責任期間は、プランにより以下の図のとおりとなります。

〈エコノミープラン・スタンダードプラン〉



- ... 各工事の工事期間(着工から完成・引渡しまで)
- ... 各工事のうち保険で補償する期間

〈ワイドプラン〉



- ... 各工事の工事期間(着工から完成・引渡しまで)
- ... 各工事の完成引渡後の損害賠償責任危険の補償期間(10年間)
- ... 各工事のうち保険で補償する期間
- ... 各工事の完成引渡後10年間の損害賠償責任危険のうち保険で補償する期間

保険金額・支払限度額

- 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における対象工事の完成工事高を暫定保険金額(注)とします。

(注) 保険契約締結前に、保険期間内の対象工事の予想完成工事高が把握可能な最近の会計年度(1年間)における完成工事高より著しく上回るまたは下回る(それぞれ2倍以上または2分の1以下になることをいいます。)ことが明らかな場合は、保険期間内の対象工事の予想完成工事高をもって、暫定保険金額とします。

- 各工事の保険金額・支払限度額は、次のとおりです。

- ①工物件について 各工事の請負金額を保険金額とします。
- ②損害賠償責任について 1事故および保険期間通算での支払限度額を設定します。支払限度額は、1億円、2億円または3億円のいずれかより選択していただきます。免責金額はありません。

- 保険期間中に支払う保険金の総額 暫定保険金額の2倍を限度とします。

保険料の精算

把握可能な最近の会計年度(1年間)の対象工事の完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算を行いません(注)。

(注) 保険期間中の予想完成工事高に基づき暫定保険金額を設定した場合は、通知・精算が必要となります。

ご継続契約における保険料の割増引

ご継続契約については、前年度以前のご契約の損害率(※)に応じて下記の割増引を行います(初年度のご契約に対しては、一定の条件を満たす場合のみ、保険料を割引できます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

過去2年間の損害率(※)	適用する割増引率(▲割引 十割増)	
	2年度目のご契約	3年度目以降のご契約
20% 未満	▲ 15%	▲ 30%
20% 以上 30% 未満	▲ 10%	▲ 20%
30% 以上 40% 未満	▲ 5%	▲ 10%
40% 以上 60% 未満	割増引なし	割増引なし
60% 以上 80% 未満	+ 5%	+ 10%
80% 以上 100%未満	+ 10%	+ 20%
100%以上 120%未満	+ 15%	+ 30%
120%以上 140%未満	+ 20%	+ 40%
140%以上 160%未満	+ 30%	+ 60%
160%以上 180%未満	+ 40%	+ 80%
180%以上 200%未満	+ 50%	+100%
200%以上 220%未満	+ 60%	+120%
220%以上 240%未満	+ 70%	+140%
240%以上 260%未満	+ 80%	+160%
260%以上 280%未満	+ 90%	+180%
280%以上 300%未満	+100%	+200%
300%以上	取扱代理店または当社までお問い合わせください。	

(※) 損害率とは、お支払いいただいた保険料と当社からお支払いした保険金の額に基づき、次の算式により算出します。

$$\text{損害率} = \frac{\text{過去2年間の支払保険金(当年度以前のご契約による支払保険金を含み、未払保険金は含みません。)} \text{の合計額}}{\text{当年度のご契約の保険料} + \text{前年度のご契約の保険料}} \times 100$$

また、ご継続の契約が2年度目の場合には、前年度(過去1年間)の損害率により割増引を行います。

請負金額と完成工事高

建築オールインにおける「請負金額」と「完成工事高」は次の条件のとおりとします。

- 請負金額 請負契約金額に支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、除外工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。
- 完成工事高 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、除外工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

エコノミープラン

エコノミープランでは下記を補償いたします。

全プラン共通 補償

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
基本補償	<p>保険期間内に、工事現場（日本国内に限ります。以下同様とします。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。たとえば、次のような損害が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災、爆発、落雷によって生じた損害 ● 台風、旋風、暴風、暴風雨、突風等の風によって生じた損害およびひょうによって生じた損害^(注1) ● 地すべりまたは土砂崩れ等によって生じた損害 ● 盗難による損害 ● 労働者、従業員または第三者の取扱いの拙劣、悪意または過失による事故によって生じた損害 ● 設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害。ただし、事故に至らない欠陥の修理、取替、補強に要した費用はお支払いしません。 ● 航空機の落下、車両・船舶等の衝突によって生じた損害等 <p>(注1) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、ひょう災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	<p>● 損害保険金 復旧費 - 免責金額 ただし、暫定保険金額が前年度完工高（保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において保険契約者が請負った対象工事の完成工事高^(注6)、以下「前年度完工高」といいます。）より低い場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、暫定保険金額が保険期間中に予想される対象工事の完成工事高^(注6)（以下「期間予想完工高」といいます。）に基づき設定されている場合はこの規定を適用しません。</p> $(\text{復旧費} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{暫定保険金額}}{\text{前年度完工高}}$ <p>○ 復旧費 ・ 損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。 ・ 復旧費の算出にあたっては、請負金額を構成する費目ごとに物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費目ごとの数量によって計算した額を基礎として定めます。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の120%を超えないものとします。 ・ 請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した工所用仮設物等は時価により算出します。 ・ 次の費用・価額は復旧費に含みません。 ① 仮修理費 ② 排土・排水費用 ③ 工事内容の変更または改良による増加費用 ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用 ⑤ 残存物の価額</p> <p>○ 免責金額 ① 火災・落雷・破裂・爆発による損害……なし ② 土木工事部分……1事故につき10万円 ③ 上記①②以外【建物コース】……1事故につき10万円または5万円（契約時に選択） 【設備コース】……1事故につき2万円</p> <p>● 損害防止費用 損害保険金支払われる事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が支出した損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な費用のうち、当社が同意したものに限り上記復旧費に含めてお支払いします。 ただし、土木工事の損害に要した費用は含みません。</p> <p>● 残存物取片づけ費用保険金^(注7) 損害保険金支払われる場合に、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。</p> <p>● 臨時費用保険金^(注7) 損害保険金支払われる場合に、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。 ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。</p> <p>● 保険の対象以外の物の原状復旧費用保険金 損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するための費用をお支払いします。 ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。 (注6) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。 (注7) 【水災危険補償特約】および【雪災危険補償特約】ではお支払いしません。 ※ 工物件に対して、保険期間を通じてお支払いする保険金（【荷卸危険補償特約】【陸上輸送危険補償特約】でお支払いする保険金を含みます。）の総額は、暫定保険金額の2倍となります。</p>
水災危険に対する補償	<p>高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします^(注2)。</p> <p>(注2) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、ひょう災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	
雪災危険に対する補償	<p>豪雪、雪崩または氷による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします^(注3)。</p> <p>(注3) 台風、旋風、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、ひょう災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。</p>	
一部使用による火災危険に対する補償	<p>保険の対象である工事の対象物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発^(注4)によってその使用部分に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p>	
荷卸危険に対する補償	<p>工事現場における輸送用具からの保険の対象の荷卸作業中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。</p>	<p>上記「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」をお支払いします。ただし、1回の事故につき、各種保険金合計で100万円を限度とします。</p>
陸上輸送危険に対する補償	<p>保険契約者の所有する工場または資材置場などにおいて保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中^(注5)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。</p> <p>(注5) 陸上輸送中とは、その区間内の一時保管中を含みます。</p>	<p>上記「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」をお支払いします。ただし、1回の事故につき、各種保険金合計で100万円を限度とします。</p>

全プラン共通補償
工物件

セットできる主な特約

特約名	特約の概要
対象工事の範囲に関する特約（建物建築工事補償）	対象工事を建物の建築工事（増築、改築、内・外装または修繕工事を含みます。）および建物に付帯する土木工事（基礎工事・整地工事等）に限定する場合にセットします。
対象工事の範囲に関する特約（建物関連設備工事補償）	対象工事を建物に付帯する関連設備工事（冷暖房・空調設備工事等）および建物に付帯する土木工事（基礎工事・整地工事等）に限定する場合にセットします。

スタンダードプラン

スタンダードプランでは、エコノミープランに加えて下記を補償いたします。

全プラン共通 補償 + **スタンダード/ワイドプラン共通 補償**

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
スタンダード/ワイドプラン共通補償 工事中の損害賠償責任補償	工事現場における工事の遂行および工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用もしくは管理する施設・設備に起因して、保険期間中に偶然に発生した他人の人身障害(傷害・疾病・人格権侵害をいいます。)*または財物の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)*について、法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して賠償保険金をお支払いします。	<p>●賠償保険金</p> <p>○賠償保険金の範囲</p> <p>①損害賠償金/被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払ったことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。</p> <p>②損害防止費用/損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用/他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用/損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合に、必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>⑤示談交渉費用/次の費用をいいます。 ア.損害賠償責任の解決について、被保険者が行う折衝</p> <p>または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用</p> <p>イ.当社が、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たる必要があると認めた場合に、被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用/損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>1回の事故および保険期間を通じてお支払いする保険金の総額は、以下の支払限度額が限度となります。</p> <p>○支払限度額 1億円、2億円または3億円(契約時に選択)。 賠償保険金の範囲①については、損害賠償金の額から免責金額を差し引いた額を支払限度額を限度にお支払いします。賠償保険金の範囲②から⑥の費用については、その全額をお支払いします。ただし、賠償保険金の範囲⑤ア.および⑥の費用については、賠償保険金の範囲①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の賠償保険金の範囲①の額に対する割合によってお支払いします。</p>

ワイドプラン

ワイドプランでは、スタンダードプランに加えて下記を補償いたします。

全プラン共通 補償 + **スタンダード/ワイドプラン共通 補償** + **ワイドプラン限定 補償**

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
ワイドプラン限定補償 工物件完成後の損害賠償責任補償	被保険者が行った工事の結果あるいは引渡し後の無償修補作業の結果によって、工事の対象物の引渡し後10年以内に生じた偶然な事故に起因し、他人に人身障害(傷害・疾病・人格権侵害をいいます。)*または財物の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)*を与え、法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して賠償保険金をお支払いします。ただし、その事故が保険期間中に発生した場合に限りです。	<p>●賠償保険金</p> <p>上記「スタンダードプラン」の「お支払いする保険金」と同様です。</p>

オプション(スタンダードプラン/ワイドプラン用)

スタンダードプランおよびワイドプランは、

施設所有(管理)者賠償責任補償特約 をセットすることができます。

補償種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
スタンダード/ワイドプラン共通補償 工事以外の事務所施設の損害賠償責任補償・被害者治療費等補償	<p>●賠償保険金</p> <p>被保険者が所有、使用もしくは管理する日本国内に所在するすべての事務用施設および事務用施設内における動産(昇降機を含みます。)*に起因して、保険期間中に、他人に人身障害(傷害・疾病・人格権侵害をいいます。)*この表において同様とします。)*または財物の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)*を与え、法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して賠償保険金をお支払いします。</p> <p>●治療費等保険金</p> <p>被保険者が下記①から③までのいずれかの事由に起因して、保険期間中に他人に人身障害を偶然に与えたことにより、人身障害を被った方(以下「被害者」といいます。)*が、その人身障害を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、または重度後遺障害を被り(被るおそれのある場合を含みます。)*、または死亡した場合において、当社の同意を得て被保険者が負担した治療費等の費用をいいます。ただし、事故の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限りです。</p> <p>①対象工事の遂行または対象工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有・使用もしくは管理する施設・設備によって生じた偶然な事由</p> <p>②対象工事の結果によって生じた偶然な事由(ワイドプランのみ対象となります。)*</p> <p>③事務用施設によって生じた偶然な事由</p>	<p>●賠償保険金</p> <p>上記「スタンダードプラン」の「お支払いする保険金」と同様です。</p> <p>●治療費等保険金</p> <p>①被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用</p> <p>②被害者が重度後遺障害を被った(被るおそれのある場合を含みます。)*場合において、その原因となった傷害または疾病の治療に要した費用</p> <p>③被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付(名称のいかんを問いません。)*を除きます。</p> <p>1回の事故および保険期間を通じてお支払いする保険金の総額は、以下の支払限度額が限度となります。</p> <p>○支払限度額</p> <p>1回の事故の支払限度額(被害者1名につき) 被害者が死亡した場合……50万円 被害者が重度後遺障害を被った場合(被るおそれのある場合を含みます。)*……50万円 被害者が入院した場合……10万円 保険期間を通じての支払限度額(被害者全員の合計につき)……1,000万円</p>

保険金をお支払いしない主な場合

補償種類	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償/水災危険に対する補償	<p>次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>●保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>●風、雨、ひょう、砂じんの吹込みまたは漏入(注1)によって生じた損害</p> <p>●戦争、革命、内乱、暴動または官公庁による差押え・没収・破壊(ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。)*によって生じた損害</p> <p>●テロ行為等によって生じた損害(保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。)*</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>●損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害</p> <p>●残材調査の際に見えられた紛失または不足の損害</p> <p>●保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂、爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。</p> <p>●工事用仮設材として使用される矢板・くい・H形鋼その他これらに類する物の打込み・引抜きの際に生じた曲損・破損または引抜き不能の損害</p> <p>●保険の対象の性質・欠陥、自然の消耗・劣化の損害</p> <p>●完成期限または納期の遅延、能力不足その他債務不履行により損害賠償責任を負担することによって被った損害</p>

補償種類	保険金をお支払いしない主な場合	
基本補償／水災危険に対する補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ● 湧水の止水または排水費用 ● 芝、樹木その他の植物に生じた損害 ● 初年度契約の申込日以前（申込日を含みます。）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害^(注2) ● 地盤注入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎・支持地盤等の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正費用 <p>(注1) 保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、ひょうその他の風災またはひょう災によって直接破損したために不測かつ突発的な事故が生じた場合を除きます。</p> <p>(注2) その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた損害を含みます。</p>
雪災危険に対する補償	上記に掲げる「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、右に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 温度変化・湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ● コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
一部使用による火災危険に対する補償	上記に掲げる「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、右に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。	● 保険の対象が工事以外の用途に使用され、その使用部分に対して保険金を支払う場合、その使用部分を使用する方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
荷卸危険に対する補償	上記に掲げる「保険金をお支払いしない主な場合」とします。	
陸上輸送危険に対する補償	上記に掲げる「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、右に掲げる損害に対しては保険金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害 ● 運送の遅延による損害
工事中の損害賠償責任補償	<p>次に掲げる損害に対しては賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意に起因する損害 ● 戦争、革命、内乱、暴動、騒ぎ、労働争議に起因する損害 ● テロ行為等によって生じた損害（保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。） ● 官公庁による差押え、収用、没収または破壊（ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。）に起因する損害 ● 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害 <p>次に掲げる損害賠償責任に対しては賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った人身障害（傷害・疾病・人格権侵害をいいます。）に起因する損害賠償責任 ● 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・振動、 	<p>土地の軟弱化、地下水の増減に起因する損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ア. 航空機 イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ウ. 船舶もしくは水上運搬用具 エ. 機関車 オ. 自動車 ● 工事の対象物の引渡し・放棄の後のその結果に起因して生じた損害賠償責任（*） ● 液体、気体、固体の排出、じんあい、アスベストまたは騒音に起因する損害賠償責任 ● 塗装作業中の塗料等の飛散、拡散によって生じた損害賠償責任
工事物件完成後の損害賠償責任補償	<p>上記「工事中の損害賠償責任補償」における「保険金をお支払いしない主な場合」(ただし、上記(*)印の場合を除きます。)のほか、次に掲げる損害に対しては賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象工事の欠陥によるその工事の対象物の財物損壊（滅失、破損もしくは汚損をいいます。）に対する損害 ● 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは 	<p>は引渡した対象工事の結果に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事の対象物の回収、検査、修理、交換またはその他の必要な措置のために要したすべての費用およびそれらの措置によって被保険者の被る損害 ● 工事の対象物が所期の効能または機能を発揮しなかったことに起因する損害
工事以外の事務所施設の損害賠償責任補償・被害者治療費等補償	<p>上記「工事中の損害賠償責任補償」における「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる損害に対しては賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事によって生じた損害 ● 仕事の完成（仕事の対象物の引渡しを要するときは引渡しの時）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害 	<p>【治療費等保険金】</p> <p>上記「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次に掲げる費用に対しては治療費等保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた費用 ● 治療費等を受け取るべき方（被害者を含みます。）の故意によって生じた費用 ● 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた費用 ● 治療費等を受け取るべき方と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為によって生じた費用 ● 被害者の心神喪失によって生じた費用 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打によって生じた費用

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

建設工事保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) +

建築オールインに関する特約(各プラン用) + 各種特約^(注2)

補償内容に応じて3つのプラン(エコノミープラン・スタンダードプラン・ワイドプラン)があります。

(注1) 次の特約となります。

・建設工事保険追加特約 ・テロ行為等補償対象外特約(保険金額15億円以上のみ適用) ・水災危険補償特約 ・雪災危険補償特約 ・植物に関する特約 ・一事故の定義に関する特約 ・特定台風危険補償対象外特約 ・特約火災保険契約との調整に関する特約 ・日時認識エラー補償対象外特約

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

● 被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいい、対象工事にかかわる発注者

および保険契約者と、そのすべての下請負人が被保険者となります。ただし、適用される特約により被保険者が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合

3、4ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」とおりです。

■ お支払いする保険金

3、4ページ記載の「お支払いする保険金」とおりです。

■ 保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合については、6ページ記載の「注意喚起情報のご説明」の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(3) セットできる主な特約

3ページ記載の「セットできる主な特約」とおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】 平日 9:15～17:00 0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。(注)

(注) 保険料の払込方法が口座振替の場合には発行されません。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(4) ご契約条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続契約できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(5) 保険料算出のための確認資料

暫定保険金額が前年度完工高(注1)によって定められている場合は、ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料(注2)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。

(注2) 実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」をいいます。

2. ご契約時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(2) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

(スタンダードプラン・ワイドプランをご契約の場合)

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(3) 保険料の精算および保険料算出のための確認資料

暫定保険金額が期間予想完工高(注1)によって定められている場合は、保険期間終了後、保険料の精算を行う必要があります。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(注2)を当社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。

(注2) 実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」をいいます。

※ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

3. 事故が発生した場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求時にご提出いただく書類については、保険申込書の「重要事項のご説明」をご覧ください。

(3) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4. 個人情報の取扱いについて

ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)または保険申込書の「重要事項のご説明」をご覧ください。

5. その他

○このパンフレットは「建築オールイン(包括契約方式建設工事保険)」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款および特約によって定まります。詳しくは普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。